

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【公開番号】特開2014-85517(P2014-85517A)

【公開日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2014-024

【出願番号】特願2012-234479(P2012-234479)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1343 (2006.01)

G 02 F 1/1368 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1343

G 02 F 1/1368

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月20日(2015.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1基板と、

前記第1基板に対向配置された第2基板と、

前記第1基板と前記第2基板とを貼り合わせるシール材と、

前記第1基板と前記第2基板とにより挟持された液晶層と、

を含み、

前記第1基板は、

表示領域に設けられた画素電極と、

平面視で前記表示領域と前記シール材との間に設けられた第1周辺電極と、

平面視で前記第1周辺電極と前記シール材との間に設けられた第2周辺電極と、

を含み、

前記第2基板は、

前記画素電極、前記第1周辺電極、及び前記第2周辺電極と対向するように設けられた対向電極を含み、

前記対向電極に定電位を印加し、

前記第1周辺電極に交流電位を印加し、

前記第2周辺電極に前記対向電極と異なる定電位を印加することを特徴とする液晶装置

。

【請求項2】

第1基板と、

前記第1基板に対向配置された第2基板と、

前記第1基板と前記第2基板とを貼り合わせるシール材と、

前記第1基板と前記第2基板とにより挟持された液晶層と、

を含み、

前記第1基板は、

表示領域に設けられた画素電極と、

平面視で前記表示領域と前記シール材との間に設けられた第1周辺電極と、

平面視で前記第1周辺電極と前記シール材との間に設けられた第2周辺電極と、
を含み、

前記第2基板は、

前記画素電極、前記第1周辺電極、及び前記第2周辺電極と対向するように設けられた
対向電極を含み、

前記対向電極に交流電位を印加し、

前記第1周辺電極に定電位を印加し、

前記第2周辺電極に、前記対向電極に印加される電位と異なる電位で、前記対向電極と
の電位差が略同一の交流電位を印加することを特徴とする液晶装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の液晶装置であって、

前記第2周辺電極は、前記対向電極に対して高電位が印加される第2高電位周辺電極と
、前記対向電極に対して低電位が印加される第2低電位周辺電極と、を有することを特徴
とする液晶装置。

【請求項4】

請求項3に記載の液晶装置であって、

前記第2高電位周辺電極と前記第2低電位周辺電極との間に、前記第1周辺電極と電気
的に接続された第3周辺電極を含むことを特徴とする液晶装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項に記載の液晶装置であって、

前記第2周辺電極と前記対向電極との電位差の絶対値は、前記第1周辺電極と前記対向
電極との電位差の絶対値より小さいことを特徴とする液晶装置。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一項に記載の液晶装置を備えることを特徴とする電子
機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0117

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0117】

(変形例5)

上記したように、第1周辺電極40に交流電圧を印加し、第2周辺電極50に定電位を
印加することに限定されず、例えば、対向電極31の電位を所定の周期で変動させること
により、第1周辺電極40に対向電極31の電位に対して所定の周期で変わる電位を印加し、
第2周辺電極50に対向電極31に印加される電位と異なる電位であり対向電極31
との電位差が略同一の電位を印加するようにしてもよい。これにより、第1実施形態と同
様の効果を得ることができると共に、いわゆるコモン振り駆動に適用することができる。